

特用林産物生産統計調査へのご協力のお願い

本調査は、統計法の定めに従い実施する統計調査であり、主な目的は、特用林産物の生産の変動等の実態を継続的に把握することにあります。

本調査の集計結果は、きのこ、竹、山菜、木炭など特用林産物の生産基盤の強化や生産の効率化等に向けた特用林産行政の推進に役立てるとともに、インターネット（農林水産省ホームページ）等で生産者や地域行政担当者に報告し、地産地消の推進、特用林産物生産者の皆様が経営判断等を行う際の資料になります。

つきましては、ご多忙な折に誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

また、本調査では、生産者の皆様の負担軽減や回答の利便性向上を図ることを目的に、オンラインによる調査を推進しています。不都合がなければ、市のホームページの農林水産課に掲載されている「特用林産物生産統計調査」を確認いただき、下記農林水産課の代表メールへの回答にご協力を願います。

なお、調査で把握した個別情報を他に漏らしたり、統計の作成以外の目的に使うことは統計法で固く禁じられており、調査にご協力いただいた皆様の名称や経営状況を公表することはありませんので、実態をできる限り正確にお答えくださるよう重ねてお願いいたします。

記

柳井市農林水産課への回答期限 令和8年2月10日（火）

問い合わせ先

柳井市農林水産課（林務担当）

電話：0820-22-2111（内線354）

FAX：0820-23-7474

メール norinsuisan@city-yanai.jp

山口県農林水産部森林企画課

電話：083-933-3460

FAX：083-933-3479

林野庁林政部経営課特用林産対策室

電話：03-3502-8111（内線6086）

FAX：03-3502-8085

特用林産物生産統計調査 記入上の注意事項

(全般)

- 1 前年の数値と比較して異常値がないかどうか確認してください。
- 2 数値を記入するにあたり、単位に誤りがないよう確認してください。
- 3 食用の品目について、「生産量は、生食用、加工用として流通する基準をみたすものの重量」をいい、「出荷量とは、生産量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量」をいいます。
- 4 政府等による出荷制限、出荷自粛に該当した量は、生産量、出荷量、原木伏込量、菌床製造用おが粉に含めないでください。
- 5 合計を出すものは、内訳の計算と一致するようにしてください。
- 6 生産量等の実績が無い場合は『空欄』とし、数量はあるが報告単位に満たない微量の場合は『0』を入力してください。
- 7 生産者数の法人とは、農事組合法人、農業生産法人、事業協同組合、有限会社、株式会社等の法人格を持った組織を指します。

(第1表 きのこの生産量、生産者数等)

- 1 生産量は単位止め（小数点以下第1位を四捨五入し、整数にする）で記入してください。
- 2 乾しいたけ、乾きくらげ類の生産時点は、乾燥終了時とし、乾しいたけは、生重量÷7、乾きくらげ類は、生重量÷10で、乾した重量を記入してください。
- 3 複数種のきのこを生産している場合は、それぞれ計上してください。
- 4 「①乾しいたけの月別生産量」のうち、乾しいたけの原木栽培の「山成」には、共同選別、無選別品等が該当します。
- 5 乾しいたけの菌床栽培は、生しいたけとして出荷された後に、乾しいたけに加工した量は含めないでください（この場合は生しいたけとして記入してください）。
- 6 「②生しいたけの生産量及び原産地別の生産量」の(A)～(C)に記載されている原産地とは、植菌された場所を指します。
- 7 (C) 原産地が海外の「その他」には、生産量が2番目以降の原産地について生産量の合計を記入し、括弧内には生産量が2番目に多い国の名前を記入してください。
- 8 「③その他のきのこの生産量、生産者数」のうち「その他」の品目、生産量については、調査票の内訳に記載されている品目に該当しない食用のきのこについて、生産量の総量を記入のうえ、その品目と生産量の内訳を記入してください。

(第2表 きのこの出荷先別内訳)

- 1 出荷量は、単位止め（小数点以下第1位を四捨五入し、整数にする）で記入してください。
- 2 自家消費等を除いた出荷した量のみを記入してください。
第1表の生産量と合計をあわせる必要はありません。
- 3 「出荷業者」は、生産者が産地仲買人などの出荷業者や農協、森林組合以外の集出荷団体に出荷した量を記入してください（サンマッシュなどの生産者組合や乾したけの民間市場は、こちらに含めてください）。
- 4 「個人出荷」は、生産者が直接、市場やスーパーなどに出荷した量を記入してください。また、契約栽培も「個人出荷」に記入してください。
※生産者が法人の場合であっても、上記に該当する場合は個人出荷に含めます。
- 5 「直売所」は生産者が直売した量（農協他の直売所、道の駅など）を記入してください。また、農協、森林組合へ出荷された量のうち直売所へ仕向けた量も、「直売所」に含めます。
- 6 「その他」は、他の項目に含まれないものを記入してください。

(第3表 しいたけ原木等の伏込量等)

- 1 原木本数、原木規格、原木価格は、単位止め（小数点以下第1位を四捨五入し、整数にする）で、材積は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入してください。
- 2 「①原木伏込量」は、その年に新たに伏せ込んだ量のみを記入してください。合計は②の原木調達ルート計と一致させてください。
- 3 「②調達方法」の「しいたけ原木」は、しいたけ生産者の方が直接原木を入手した先別によって区分し、合計は①の原木伏込量の合計材積と一致させてください。
- 4 「きのこ菌床製造用おが粉」は、しいたけ以外のきのこに使用されるおが粉、菌床用木材チップも含みます。各都道府県内できのこのこの菌床を製造している者のおが粉の調達量を記入してください。
また、原料の木材ではなく、おが粉を入手した先別によって区分してください。
- 5 「③原木価格（庭先）」は、しいたけ生産者の庭先における最終的な価格（原木購入に関する補助金や賠償金等も含めた価格）について、年平均価格を記入してください。

(第4表 しいたけ生産者数規模別内訳等)

- 1 原木、菌床栽培両方を行っている場合は、各表それぞれに計上してください。
- 2 「①原木しいたけ生産者数」で、
「乾のみ」と「乾主体」と答えた方は、②の乾しいたけ生産者の該当規模欄へ、「生主体」と「生のみ」と答えた方は、②の生しいたけ生産者の該当規模欄へ記入してください。③、④（菌床しいたけ）についても同様に記入をお願いします。

- 3 「②原木しいたけの個人・法人別、所有ほど木規模別生産者数」及び「④菌床しいたけの個人・法人別所有菌床規模別生産者数」について、乾しいたけ、生しいたけ両方を生産している場合は、収入の多い方の生産者数欄に計上してください。
- 4 「⑤個人しいたけ生産者における従事者の世帯員年齢構成」は、個人しいたけ生産者のみが対象となります。
- 「経営主と同世帯の従事者」は、経営主と同居し、生計をともにしており（出稼ぎや住み込みで働くものを含まない）、主に仕事として自営しいたけ栽培に従事している者の人数を記載してください。

(第5表 木炭等の生産量、生産者数等)

- 1 各数値はすべて単位止め（小数点以下第1位を四捨五入し、整数にする）で記入してください。
- 2 生産量は、検査数量に関わらず、全生産量としてください。
- 3 「①木炭の生産量等」の粉炭は、木や竹を原料とした木質由来の炭で、もみ殻炭を含めないでください。
- 4 「①木炭の生産量等」、「②オガ炭等の生産量等」の用途別生産量内訳は、次に掲げる用途により区分してください。
- 工業用：二硫化炭素用、製鉄用、煉炭・豆炭用、活性炭用等
　燃料用：外食産業業務用、家庭用、レジャー用、茶道用等
　農業用：土壤改良資材、飼料等
　その他：水質浄化資材、建物調湿資材、土木資材原料、花火用、線香用、
　　その他の工芸用等
- 5 木炭の経営体数、従事者数、窯数は、白炭、黒炭、竹炭、粉炭いずれかを兼ねている場合、それぞれ記入してください。なお、従事者数は製炭従事実人員としてください。また、窯数には、工場の窯数も含めてください。
- 6 オガ炭は、オガライトを炭化したものをいいます。
- 7 オガライトの生産量に、オガ炭の原料になったものは含めないでください。
- 8 「②オガ炭等の生産量等」の木質粒状燃料、「③木質粒状燃料の原料入手区分別生産量及び含水率」、「④丸太・林地残材から生産した樹種別生産量」については、林野庁林政部木材利用課から調査を依頼、とりまとめを行います。
- 9 「⑤木酢液等の生産量等」の木酢液等の用途別生産量内訳は、次に掲げる用途により区分してください。
- 土壤改良用：農地及び緑化基材等土壤又は土中に混入して使用するものをいう。
　植物活性用：植物の葉面及び表皮等に散布又は、塗布して使用するものであって、主として植物の活力促進の用途に使用するものをいう。
　その他：脱臭・浄化等上記以外の用途に使用するものをいう。
- 10 木酢液の調査対象者は、都道府県内の全ての木酢液生産者としてください（ただし生産量100リットル未満の生産者のうち、主として自家消費の者を除く）。

(第6表 その他の特用林産物の生産量等)

- 1 桐材の生産量は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位まで記入し、その他の生産量、面積は、単位止め（小数点以下第1位を四捨五入し、整数にする）で記入してください。
- 2 （欠番）
- 3 人工は、播種、植付等の人工栽培による生産量を記入してください。
- 4 面積には、生産、収穫を行っている箇所（収穫期に達していない栽培地、施業地を含む）の面積全てを計上してください。ただし、散生木の面積については、当該地域における通常の ha 当たり立木本数を基準として計算してください。
- 5 「①たけのこ等の生産量等」のたけのこの生産量には、筐類（やだけ、ねまがりたけ等）のたけのこは含めないでください。
- 6 加工用は、加工場や加工を目的とする業者へ出荷した量を記入してください。
- 7 乾せんまいの生産量は、乾燥重量を記入してください。
- 8 たらのめの施設栽培は、ガラス室及びハウスの合計としてください。
- 9 「③竹材の生産量等」の竹材の生産量等においては、伐採から製品生産まで一貫して行っている者も含め、伐採を行っている事業者を調査対象としてください。また、生産量を重量で把握している場合は、1束当たり 30kg で換算して、束数を記入してください。
- 10 竹材の生産量に、竹炭の原料となった量を含めないでください。
また、竹材の品目の「その他」には、筐類（やだけ、ねまがりたけ等）を含めないでください。
- 11 竹材の生産量において、内訳は竹の品目ごとに記入する必要はありません。
- 12 「③-2 チップ・パウダー等の用途の詳細」のその他については、可能な範囲で、括弧内に具体的な用途を記入し、下段にその生産量を記入してください。
- 13 「④桐材等の生産量等」の木ろうの面積は、はぜの木の面積を記入してください。
- 14 さかきの生産量には、ひさかきを含めてください。

(参考) 重量換算

乾しいたけ生産量	生重量 ÷ 7 で乾換算	乾重量 × 7 で生換算
乾きくらげ類	生重量 ÷ 10 で乾換算	乾重量 × 10 で生換算
乾せんまい	生重量 ÷ 10 で乾換算	乾重量 × 10 で生換算

写

令 7 岩国農水第 1157 号
令和 7 年 (2025 年) 12 月 25 日

各市町長様

山口県岩国農林水産事務所長

山口県柳井農林水産事務所長

令和 7 年 特用林産物生産統計調査について（依頼）

森林・林業行政の推進につきましては、平素から御理解・御協力をいただき、有難うございます。

さて、このことについて、特用林産物の生産振興に係る基礎資料としますので、別紙「調査・提出要領」及び別添「特用林産物生産統計調査実施要領」等により調査の上、関係資料の提出をお願いいたします。

森林部 森林づくり推進課 担当：穴水
〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1
TEL:0827-29-1565 FAX:0827-29-1595
e-mail:a171014@pref.yamaguchi.lg.jp (森林部公用)